

令和3年度牛マルキン負担金単価について

本制度における生産者負担金単価について、下記のとおり定められましたのでお知らせいたします。なお、令和2年4月より負担金納付は猶予(免除)措置がなされておりましたが、令和3年6月より、納付再開となっております。

○登録肉用牛1頭当たりの負担金単価及び負担区分

(単位:円/頭)

区 分	負担金	負担区分		備考
		生産者	県	
肉専用種	5,000	3,750	1,250	※地域
交雑種	13,000	11,850	1,150	全国
乳用種	11,000	10,100	900	全国

